

令和8年度 処分事案一覧

所属・職	処分の理由	処分内容	処分年月日
環境森林部 本庁・主査	令和8年4月19日(日)、道路交通法違反(一時不停止)で取締りを受けた際に、警察官の頭部を手で押す暴行を加え、その職務の執行を妨害したとして、公務執行妨害罪で略式起訴されたもの。	減給1/10 1月	令和8年7月17日
県土マネジメント部 出先機関・主査	令和8年7月23日(木)、職場内において、同僚職員の電話取り次ぎに腹を立て、当該職員の胸ぐらを掴んだもの。	減給1/10 1月	令和8年9月4日
県土マネジメント部 出先機関・所長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和8年9月4日
福祉保険部 出先機関・主任主査	令和8年7月21日(火)、自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該自転車の後部荷台に座り同乗したとして略式起訴されたもの。	停職1月	令和8年10月28日

令和7年度 処分事案一覧

所属・職	処分の理由	処分内容	処分年月日
県土マネジメント部 出先機関・主査	令和7年3月25日(火)、職場内において自分に道を譲らなかった職員に腹を立て、その職員の腹部を蹴り上げたもの。	減給1/10 2月	令和7年7月22日
県土マネジメント部 出先機関・所長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和7年7月22日
主査	職場内において小型カメラを設置し、座っている被害者のスカート内の下着を盗撮しようとしたことについて、性的姿態等撮影未遂の容疑で逮捕されたもの。	停職3月	令和7年7月22日
所属長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和7年7月22日
地域創造部 本庁・主任主査	令和7年8月31日(日)、大和郡山市内の飲食店等で飲酒した後、自転車を運転し自宅に帰る際に警察に呼び止められ、呼気1リットル中から0.39ミリグラムのアルコールが検出され、「酒気帯び運転」で検挙されたもの。	停職1月	令和7年10月31日
福祉保険部 出先機関・主任研究員	令和6年1月26日から令和7年9月18日の期間に行った53回の在宅勤務のうち52回(常勤換算日数で50日1時間)について、勤務を欠いたもの。	停職6月	令和7年12月25日
福祉保険部 出先機関・所長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和7年12月25日

令和6年度 処分事案一覧

所属・職	処分の理由	処分内容	処分年月日
食農部 出先機関・次長 (元 県土マネジメント部 出先機関・次長)	支出証拠書類として保存する土地代金の支払いに係る請求書を、カラーコピーを用いて作成した別の文書に差し替えたもの。	戒告	令和6年5月28日
福祉医療部 出先機関・課長 (元 県土マネジメント部 出先機関・課長)			
食農部 出先機関・課長 (元 県土マネジメント部 本庁付)			
県土マネジメント部 出先機関・所長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和6年5月28日
食農部 出先機関・主査 (元 県土マネジメント部 出先機関・主査)	令和5年5月から同年10月にかけて、自身が使用する携帯電話機から上司が使用する携帯電話機に、当該上司を誹謗中傷し、脅迫する内容のメッセージを複数回送信したものの。	減給1/10 2月	令和6年5月28日
県土マネジメント部 本庁・課長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和6年5月28日

令和5年度 処分事案一覧

所属・職	処分の理由	処分内容	処分年月日
文化・教育・くらし創造部 本庁・主査	所属職員が、平成29年4月頃から令和2年5月頃にかけて、同僚職員1名に対し、高圧的言動等のパワー・ハラスメントを複数回を行い、結果、精神性疾患による特別休暇を取得するに至ったもの。 さらに、上記と別の勤務場所に在籍していた令和4年1月頃から令和5年1月頃にかけて、同僚職員2名に対しても、同様のパワー・ハラスメントを行い、結果、2名とも精神性疾患による特別休暇を取得するに至ったもの。	減給1/10 4月	令和5年9月14日
県立医科大学 管理職 (前 文化・教育・くらし創造部 本庁・課長)	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和5年9月14日
県土マネジメント部 出先機関・係長	令和5年3月、担当者が紛失し、捜索中であった公文書について、当該職員他3名が別の棚から発見したにも関わらず、本人に知らせることなく担当者の自席引出しに予め書類を移動させた上で、所員による書類の捜索を実施し、再発見後に衆人環視の状況で当該担当者に対し注意喚起を行い、当該担当者に精神的苦痛を与えたもの。 また、当該職員が、外部の業者に対し、本件事象について話したことにより、当該担当者に精神的苦痛を与えたもの。	戒告	令和5年9月14日
県土マネジメント部 出先機関・課長	上記係長ほか3名が、担当者の自席引出しに予め書類を移動させた上で、所員による書類の捜索を実施したことについて、積極的な関与はなかったものの、このことを知りながら、制止しなかったもの。		
県土マネジメント部 出先機関・所長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和5年9月14日
食と農の振興部 出先機関・主査	令和5年4月4日(火)、奈良市内のフィットネスクラブにおいて、高齢女性の利用客と口論となった際、相手の頭を下げて謝罪させようと、頭部を右手で押し下げ、後日、暴行罪にて略式起訴され罰金刑10万円となったもの。	減給1/10 1月	令和5年9月14日

令和4年度 処分事案一覧

所属・職	処分の理由	処分内容	処分年月日
県土マネジメント部 出先・主査	同居家族が新型コロナウイルスの抗原検査で「陰性」であったにもかかわらず、所属に「陽性」と虚偽の報告を行い、特別休暇を4日間不正に取得したもの。	減給1/10 2月	令和5年3月6日
福祉医療部 本庁・政策参与	令和4年7月8日に、生駒市内の路上において、息子を自身の自家用自動車に乗車させ監禁し、7月19日に監禁の容疑で逮捕されたもの。	戒告	令和4年12月19日
県土マネジメント部 出先・主任主査	令和4年2月27日に、自身が使用する携帯電話機から、義理の息子が使用する携帯電話機にショートメッセージを送信して脅迫し、7月20日に脅迫の容疑で逮捕されたもの	訓告	令和4年12月19日

令和3年度 処分事案一覧

所属・職	処分の理由	処分内容	処分年月日
食と農の振興部 出先・主任主査	令和4年2月23日(水)午前10時頃、大和郡山市内のスーパーで弁当等(965円相当)を万引きする意図を持ってエコバッグに入れ、店外に出たところ、店の保安員に取り押さえられ、通報で駆けつけた郡山警察署の警察官に現行犯逮捕されたもの。	免職	令和4年3月30日
水循環・森林・景観環境部 本庁・主任技能員	令和3年6月1日(火)、大和郡山市内を自家用軽自動車で行中、右折ができずに立ち往生していたところ、後続にいたパトカーに停止を命じられ、その際、無免許運転であることが発覚し、検挙されたもの。	停職9月	令和3年10月8日
地域デザイン推進局 出先機関・主任主事	令和3年2月19日(金)19時頃、奈良市内のスーパーマーケットで惣菜3点(1,500円相当)をカバンに入れ店外に出たところ、店内警備保安員に呼び止められ、警察に連行されて厳重注意を受けたもの。	停職1月	令和3年7月2日
労働委員会事務局 主任主事 (元 会計局会計課・主任主事)	国費である児童扶養手当等の過払い金に対する返納の履行延期(分割返納)を承認する手続きにおいて、未決裁での承認通知書の発行、申請書類の紛失、申請書受理後の未処理など、不適正な事務を行ったもの。	減給1/10 1月	令和3年7月2日
県土マネジメント部 出先機関・主事	令和2年9月22日(火)、9月23日(水)及び10月22日(木)の3回にわたり、所属の他課の親睦会費を窃取し、このことをもって逮捕され、窃盗で起訴されたもの。 加えて、令和2年10月26日(月)、所属の親睦会の預金通帳及び印鑑を使用し、払戻請求書に虚偽の氏名を記載することで、同親睦会費を引き出し、このことをもって逮捕され、有印私文書偽造・同行使及び詐欺で起訴されたもの。	免職	令和3年4月16日

令和2年度 処分事案一覧

所属・職	処分の理由	処分内容	処分年月日
福祉医療部 出先機関・副主幹	令和2年7月18日(土)夜から19日(日)午前0時過ぎ頃まで、大和郡山市内の飲食店で飲酒後、一緒に飲酒していた知人を自宅へ送り届けようと自ら車を運転し、ウィンカーを出さずに交差点を曲がったところ、パトロール中の警察官に発見され、職務質問された結果、本人の呼気1リットル中から0.17ミリグラム程度のアルコールが検出され、「酒気帯び運転」で現行犯逮捕されたもの。	停職9月 主査級降任	令和2年8月27日
福祉医療部 出先機関・主査	平成30年10月31日から平成31年4月5日にかけて、生活保護の一時扶助申請の一部の支払を遅延させ、債権者である業者から支払の督促があったため、5回にわたり、公費による処理を行うことなく、本人が私費により、計88,608円を支払ったもの。また、その5回のうち2回については、決裁を経ずに公文書を交付していたもの。加えて、扶助費の算定等に係る多くの事務処理を懈怠していたもの。	停職2月	令和2年7月22日
福祉医療部 出先機関・所長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	減給1/10 1月	
福祉医療部 出先機関・次長		戒告	
総務部 本庁・課長補佐 (元 福祉医療部 出先機関・課長)			
こども・女性局 出先機関・主査	令和2年3月1日(日)、宿直勤務中の一時保護所において、入浴中の女性職員をのぞき見る目的で、男性用浴室の天井にある点検口から侵入し、建造物侵入で逮捕、略式起訴され罰金刑10万円となったもの。	免職	令和2年5月28日
こども・女性局 出先機関・所長	上記事案に関する管理監督責任に対する処分	厳重注意	令和2年5月28日
こども・女性局 出先機関・次長			令和2年5月28日
こども・女性局 出先機関・課長			令和2年5月28日